

「終身刑」について

2012（平成24）年10月30日

弁護士 堀 和 幸

死刑と、現行の無期刑（刑期が10年を経過すれば仮釈放—社会復帰—が可能となる。）との落差を理由に死刑廃止に反対する意見があります。多くの市民が（死刑確定者ではなく）被害者に感情移入する中で、このような意見が社会に広く受け入れられ、「世論」の基礎となっていることも現実でしょう。

そこで、死刑廃止を実現するためには、死刑を廃止し、死刑に代わる最高刑として「終身刑」の導入を検討しなければならないという意見が出てきます。終身刑とは、現行の無期刑と異なり、仮釈放がなく、文字どおり、原則として「終身」（一生を終えるまで）刑務所で服役させるという刑罰です（恩赦による減刑、釈放を認めるか否かについては議論がありますが。）。

しかし、これに対しては、死刑存続の立場からは勿論、廃止の立場からも反論が予想されます。前者からすれば、たとえ終身刑とは言え、加害者が生きていること自体が許されないという意見があり得ます。後者からしても、終身刑は社会復帰を想定しない刑罰であり、死刑と同じく（或いは死刑以上に）「残虐な刑罰」であるという意見があり得ます。

この様に、死刑制度廃止と終身刑創設をセットとするというのは、極めて悩ましい問題です。しかし、（積極的ではないにせよ）「世論」の多くが死刑の存続を肯

定していること、被害者(遺族)の感情も考慮しなければならないこと、国会議員の有志で構成される「死刑廃止議員連盟」の死刑執行停止法案にも仮釈放のない終身刑が提案されていること、(約15年間死刑の執行が停止されている)韓国で現在提案されている死刑廃止法案でも仮釈放のない終身刑の導入がセットとなっていること等を考慮するならば、死刑に代わる最高刑としての終身刑の導入も検討せざるを得ない状況にあることも事実です。

もとより、仮に、死刑に代わる最高刑として終身刑を導入するとしても、被収容者の処遇をどうするのか、恩赦を認めるのか、これを認めるとしても現行のままでいいのか、当事者に恩赦申立権を付与する等の改正を要するのか等を検討しなければなりません。また、事実上終身刑化している現行の無期刑の改善、特に仮釈放制度の改善も検討しなければなりません。

以上のように、死刑に代わる最高刑としての終身刑導入の当否については様々な意見、問題点がありますが、是非、皆様にも考えて頂きたいと思います。